1415
5.3.13

福県医発第3349号（地）
令和５年３月11日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センターにおける
返戻再請求オンライン化について（再周知）

オンライン請求医療機関からの返戻再請求につきましては、令和４年11月７日付け福県医発第2208号（地）等においてご連絡申し上げているところです。

今般、令和５年４月からの返戻再請求オンライン化の開始に伴い、県内全保険医療機関に対し、別添リーフレットを送付し、返戻再請求オンライン化について再周知がなされる旨、社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センター（以下、「支払基金」）よりお知らせがありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

重要性分類Ⅲ
事務連絡
令和5年3月2日

福岡県医師会
福岡県歯科医師会　御中
福岡県薬剤師会

社会保険診療報酬支払基金
九州審査事務センター

返戻再請求オンライン化に係る保険医療機関（薬局）への
再周知について

平素は、支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン請求医療機関（薬局）からの返戻再請求等につきましては、令和4年11月4日付け事務連絡「返戻再請求のオンライン化等について」及び令和5年2月6日付け事務連絡「返戻再請求オンライン化の経過措置について」により保険医療機関（薬局）に対してお知らせしているところです。

今般、令和5年4月からの返戻再請求オンライン化の開始に伴い、別添のリーフレットをもって各保険医療機関（薬局）宛て連絡することとしますので、特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、オンライン請求医療機関（薬局）に対する連絡事項となっておりますが、全ての保険医療機関（薬局）に対してお知らせしておりますので、ご容赦願います。

支払基金からのお知らせ

重要性分類Ⅲ

オンラインでレセプトを請求している医療機関の皆様へ

令和5年4月から「返戻レセプトの再請求」はオンラインで行うことになります

「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領※」の改正に伴い、返戻レセプトの再請求につきましては、紙レセプトのみで返戻されたものを除き、**令和5年4月からオンラインでの再請求**となります。

まずは、返戻レセプトの有無を確認し、返戻レセプトがある場合は、**オンライン請求システムから返戻レセプトをダウンロードのうえ修正し、再請求願います。**

（当面、紙媒体の返戻レセプトを送付いたしますが、再請求はオンラインで行うこととなります。）

※ オンライン請求や電子媒体請求等を行うに当たっての請求方法等の取扱いを定めたもの
令和5年1月23日付け保連発 0123 第1号 厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知、同年4月1日適用。

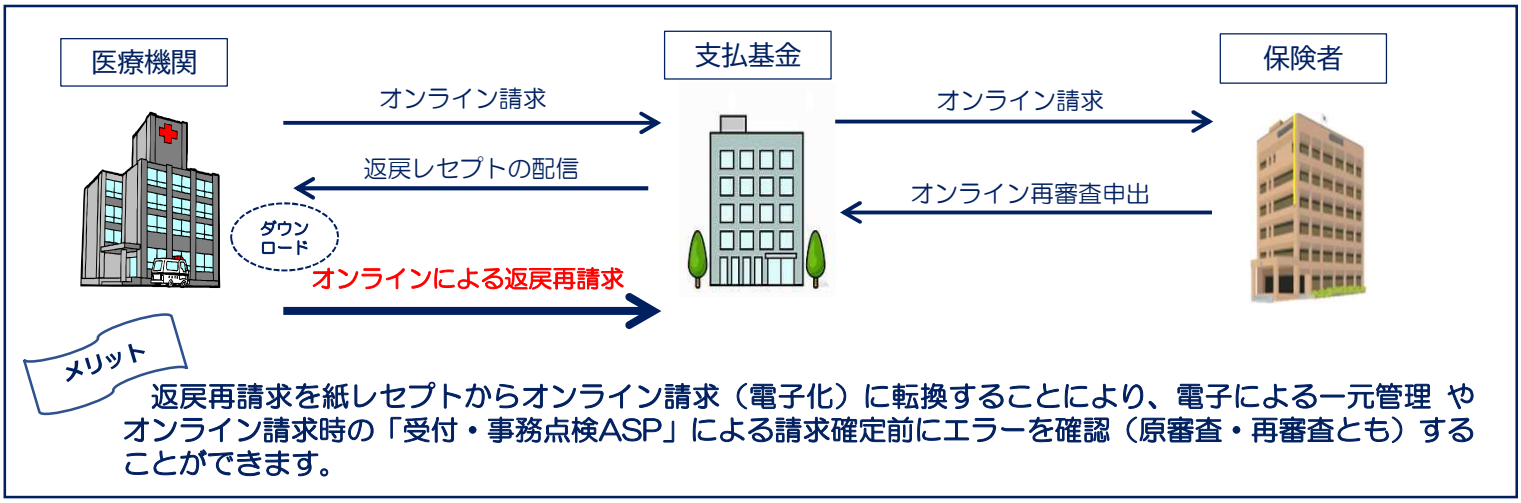

オンライン又は電子媒体でレセプトを請求している医療機関の皆様へ

症状詳記についても電子レセプト内に記録してください

取扱要領の改正に伴い、症状詳記も電子レセプト内で記録することが明確化されました。

つきましては、現在、症状詳記を電子レセプトとは別に**紙媒体で提出している医療機関におかれましては、電子レセプト内の「症状詳記記録欄（症状詳記レコード）」に記録のうえ請求願います。**

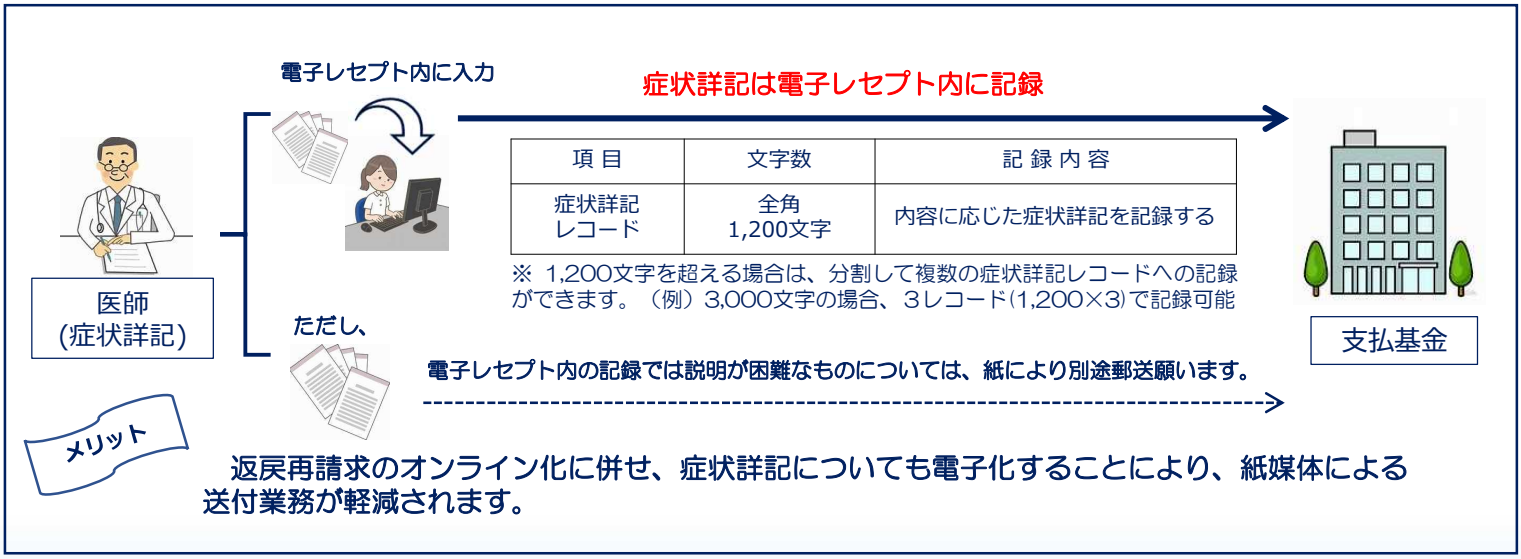

項 目	文字数	記 録 内 容
症状詳記 レコード	全角 1,200文字	内容に応じた症状詳記を記録する

※ 1,200文字を超える場合は、分割して複数の症状詳記レコードへの記録ができます。（例）3,000文字の場合、3レコード(1,200×3)で記録可能

本案内は紙媒体でレセプトを請求している医療機関の皆様へも送付しておりますので、電子請求の移行に当たり参考としてください。